

第2回児童福祉専門分科会の書面会議における意見等一覧

「対応の種別」欄の凡例：意見→ご意見として施策の推進にあたっての参考とします。

No.	協議事項	協議事項	資料番号	意見等の主旨	事務局の対応・回答	対応の種別
1	(1)	第2期越谷市子ども・子育て支援事業計画中間見直しについて	資料1-1 資料1-2	現在、変更理由にある通り、利用定員に満たない施設が多数あります。年齢や地域によっても差がありますので、慎重に検討する必要があると思います。		意見
2	(1)	第2期越谷市子ども・子育て支援事業計画中間見直しについて	資料1-1 資料1-2	資料1-1 1.見込みと実績の乖離は、普通にあつて、特段問題視しません。その乖離度が問題で、許容レンジ内であれば問題視する必要がないと考えます。 2.他面5年という中長期計画では、この現下人口減少期少子高齢化社会では、政策的緻密さとスピードを要求されることでしょう。 3.情報公開(市民への現況報告)を大切に、大胆な福祉政策の実行があることを期待しております。	計画の中間見直しに当たっては、令和3年度までの実績のほか、現在の待機児童数や子育て支援のニーズを把握し、より実情に即したものとなるよう、御意見を踏まえ検討して参ります。	意見
3	(1)	第2期越谷市子ども・子育て支援事業計画中間見直しについて	資料1-1 資料1-2	先日まで説明いただいたように分科会の開催回数ですが、必要回数についてご確認ご検討いただけますようお願いいたします。資料1-2	御意見のとおり進めて参ります。	意見
4	(1)	第2期越谷市子ども・子育て支援事業計画中間見直しについて	資料1-1 資料1-2	計画変更をする理由については賛成いたします。令和2年度、3年度の保育所等の申込み者が保育利用定員数(整備数)を下回るという状況ということですが、保育所を探しているお母さん方の話を聞いていますと、保育所選びや入所の決定を待つまでの間、とても心配されているように見受けられます。兄弟で同じ園に入所できるか、第一希望の園に入れるのかなど、決定が通知されるまでいろいろな不安があるようです。	本市としても希望施設に入園していただきたい思いはありますが、市内認可施設の定員には限りがあるため、保護者の意向どおりに入園できない現状となっております。引き続き保護者の意向をきめ細かく聞き取る等、できる限りの対応に努めて参ります。	意見
5	(1)	第2期越谷市子ども・子育て支援事業計画中間見直しについて	資料1-1 資料1-2	資料1-1 現在の諸事情により妥当な事と思われれます。	御意見のとおり進めて参ります。	意見

No.	協議事項	協議事項	資料番号	意見等の主旨	事務局の対応・回答	対応の種別
6	(2)	小規模保育事業(令和4年(2022年)4月開設分)の公募結果及び認可・確認について	資料2-1 資料2-2	<p>・みらい保育園の連携施設と幼稚園との交流に配慮となっていますが、他施設の運営実績には幼稚園が記載ないが、連携の幼稚園はあるのでしょうか。</p> <p>・しらこぼと付属には、幼稚園が記載されています。こちらの連携はあるのでしょうか？</p>	<p>・株式会社みらいコンチェルトが令和4年度から運営する「(仮称)みらいほいくえん北越谷東口園」は、「ぶどうぞの幼稚園」及び「大袋わかば幼稚園」と「保育内容に関する支援」、「代替保育の提供」及び「卒園児の受け入れ」について連携しております。</p> <p>・学校法人菊地学園が令和4年度から運営する「(仮称)しらこぼと附属保育園北越谷駅前」は、同法人が運営する「認定こども園しらこぼと幼稚園」と「保育内容に関する支援」、「代替保育の提供」及び「卒園児の受け入れ」について連携しております。また、「精華幼稚園」とは「保育内容に関する支援」及び「卒園児の受け入れ」について連携しております。</p>	意見
7	(2)	小規模保育事業(令和4年(2022年)4月開設分)の公募結果及び認可・確認について	資料2-1 資料2-2	<p>小規模保育事業所が増えることは賛成です。ただ、お母さん方の傾向として、公立保育園に入所するための点数が高くなるために、0、1才から小規模保育所に入所をします。乳児、幼児の小さいうちは、そのような理由だけで、お子さんを保育所に預けることに疑問を感じます。特に、0、1才代は母親や家族のもとでゆったりした気持ちの中で子育てができればよいと思いますが、お母さん(子育て中の方)は保育所に入れることが頭の中でいっぱいになっているような印象を受けます。</p> <p>また、小規模保育所の場合、子供たちがじゅうぶんに外遊びをできる環境が近くにあるのかも考慮して、今後開設の際に事業者の選定をしていただけたらと思います。</p>	<p>本市としても希望施設に入園していただきたい思いはありますが、市内認可施設の定員には限りがあるため、保護者の意向どおりに入園できない現状となっております。</p> <p>本市では今年度は、公募により令和4年4月から開設する小規模保育事業者を2事業所選定したことや既存施設の定員枠の増加の他、本市独自の事業である「こしがや「プラス保育」幼稚園事業」を市内の幼稚園等で実施していただくことにより、高まる保育ニーズに対し効率的な環境整備を進めております。</p> <p>また、小規模保育事業所の公募に当たっては、評価基準に「屋外遊戯場の立地」を掲げ選定を行っております。今後事業所の選定を行う際は、引き続き評価に当たり考慮して参ります。</p>	意見
8	(2)	小規模保育事業(令和4年(2022年)4月開設分)の公募結果及び認可・確認について	資料2-1 資料2-2	<p>1. 2012年に制定された「子ども子育て関連三法」をみるに、「多様な主体が本制度に参入することを促進する」ことを法定化しコンセプトにあったと考えます。今後、創業型事業主体にも目を向けてください。</p> <p>2. 評価表の中で、株式会社みらいコンチェルトの職員の雇用・育成ポイント13が気になります。今後、人件費率のト्रेस等をきちんとやり、必要があれば指導をされたい。 (資料2-2)</p>	<p>1. 令和3年度に実施した小規模保育事業の公募では、「小規模保育事業所の設置を希望する法人」のうち、保育所等の運営実績が3年以上の者等を条件といたしました。今後も適切に保育運営を行っている事業者であるかを的確に見定め、選定を行って参ります。</p> <p>2. 評価に当たっては、他事業所の評価点も考慮しつつ採点しておりますが、計画上の人件費率委託費率については適正なものであります。運営開始後は、適切な執行がなされているか監査し、必要に応じて指導をして参ります。</p>	意見

No.	協議事項	協議事項	資料番号	意見等の主旨	事務局の対応・回答	対応の種別
9	(3)	事業類型変更に伴う小規模保育事業の認可・確認について	資料3	1.この3つの事案の全ては、ケア人容の質的向上に寄与するであろうと感じました。 2.小規模保育事業のA型は、よりプロフェッショナルなケアが可能となります。 今後の事業展開に期待する思いです。	小規模保育事業A型に類型変更することは職員配置基準における「保育に従事する者」の全員が保育士資格を有していることが必要となるものであるため、更なる保育の質の向上に寄与されるものと考えております。	意見

No.	報告事項	報告事項	資料番号	意見等の主旨	事務局の対応・回答	対応の種別
1	(1)	公立保育所(大沢第一保育所・中央保育所)の建替えについて	資料4	細かい点で申しわけないのですが、資料4の認可定員の0歳児について、増減と緑の森公園保育所の定員数との数字的な関係が理解できませんでした。また、3歳児の増減についてもよくわからなかったもので、できれば口頭で説明をおねがいしたかったです。 今回は、書面ということですので記入だけさせて頂きました。	ご指摘の箇所資料に誤りがございました。 資料4の認可定員の表については、別紙のとおり修正させていただきます。 大変失礼いたしました。	意見
2	(2)	私立保育所等の利用定員の変更について	資料5	報告事項の(2) 「私立保育所等の利用定員について」に蛇足ながら一筆します。 1.定員内訳変更について 出来れば、号別定員制とし、経営者の才量権を広げてはどうでしょうか？ ご参考までに、児童養護施設の場合 ①総枠制であり、ある程度の経営上の才量が認められます。 ②毎月の措置費請求時に年令層別単価適用により、現実とのギャップを補完します。 ③個別対応職員など、別にスタッフの能力を鑑みてケア人容調整をします。(定員と関係なく、質的対応職員の手当てとなります。)	利用定員の設定(1号～3号の認定区分、3号の年齢区分ごとの定員設定を含む。)は、施設・事業者からの申請に基づき、市が行っております。 今後も施設・事業者との意思疎通を図り、その意向を考慮しつつ、当該施設での最近における実利用人員の実績や今後の見込みなどを踏まえた適切な利用定員を設定して参ります。	意見